

令和5年かすみがうら市規則第●号

かすみがうら市議会議員の政治倫理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、かすみがうら市議会議員の政治倫理条例（令和5年かすみがうら市条例第●号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(辞退届)

第2条 条例第4条第3項に規定する辞退届は、様式第1号によるものとする。

(市民の調査請求権)

第3条 条例第7条第1項の規定による調査請求は、調査請求書（様式第2号）に調査請求署名簿（様式第3号）を添付して行うものとする。

2 前項の請求は、議員の任期中に行わなければならない。

(審査会の調査)

第4条 条例第9条第1項に規定する調査結果報告書は、様式第4号によるものとする。

2 条例第9条第2項に規定する議長の回答は、様式第5号によるものとする。

(説明会の開催)

第5条 条例第11条第3項に規定する説明会の開催請求は、様式第6号に説明会開催請求署名簿（様式第7号）を添付して行うものとする。

2 議長は、説明会を開催するときは、開催の日時及び場所その他必要な事項を開催の7日前までに告示するとともに、広報に努めなければならない。

3 議員は、説明会に際し、代理人を出席させ、又は補佐人を付けることはできない。

4 議員は、やむを得ない理由により説明会に出席できないときは、議長にその前日までに弁明書を提出するものとする。

5 議長は、前項の弁明書が提出されたときは、その旨を告示するものとする。

(職員の責務)

第6条 職員は、全体の奉仕者として条例第3条第1項第4号から第8号までに規定する事項について依頼を受けないものとし、依頼があったときは、上司に報告しなければならない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

（あて先）かすみがうら市議会
議長

提出者

住所

氏名

企業名とその続柄

企業名

続柄

辞 退 届

かすみがうら市議会議員の政治倫理条例第4条の規定により、市が発注する工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納品契約（1件の契約額が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1号別表第5に掲げる額を超えない契約を除く。）への応募を辞退することを届けます。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

（あて先）かすみがうら市議会
議長

請求者

住所

氏名

調 査 請 求 書

かすみがうら市議会議員の政治倫理条例第7条第1項の規定により関係資料を添えて調査を請求します。

記

1 調査事項

（1）議員の氏名

（2）条例第 条第 項第 号に違反する疑い

内容

2 添付書類

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

（あて先）かすみがうら市議会
議長

かすみがうら市議会議員政治倫理審査会
委員長

調 査 結 果 報 告 書

年 月 日付けで調査請求のあったことについて、かすみがうら市議会議員の政治倫理条例第9条第1項の規定により、下記のとおり調査結果を報告します。

記

1 請求内容

2 調査結果

様式第5号（第4条関係）

第 号
年 月 日

請求者 様

かすみがうら市議会
議長

回 答 書

年 月 日付けで調査請求のあったことについて、かすみがうら市議会議員の政治倫理条例第9条第2項の規定により下記のとおり調査結果を回答します。

記

1 請求内容

2 調査結果

様式第6号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）かすみがうら市議会
議長

請求者

住所

氏名

説 明 会 開 催 請 求 書

かすみがうら市議会議員の政治倫理条例第11条第3項の規定により別添のとおり選挙権を有する者 人の署名を添えて、説明会の開催を請求します。

記

1 説明を求める者

2 説明会を求める理由

